令和６年度決算に基づく

香川県広域水道企業団資金不足比率
審査意見書

香 川 県 広 域 水 道 企 業 団 監 査 委 員

７水企監第 3916 号
令和７年８月 25 日

香川県広域水道企業団
企業長　池　田　豊　人　殿

香川県広域水道企業団監査委員　石　垣　佳　邦
同　　武　田　宏　之

令和６年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第１項の規定に基づき審査に付された令和６年度決算に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和６年度香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象

令和６年度決算に基づく香川県広域水道企業団水道事業及び工業用水道事業の経営に係る資金不足比率

第２　審査の期間

令和７年８月 14 日から令和７年８月 25 日まで

第３　審査の方法

令和６年度決算に基づく資金不足比率の審査は、提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りがなく、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、提出された決算書、財務諸表を照合し、審査を実施した。

第４　審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

また、それぞれの比率は、いずれも経営健全化基準を下回っていると認められた。

今後も、資金不足比率が経営健全化基準を上回る数値となることがないよう、適切な経営に取り組まれたい。

（単位：％）

会計名	令和６年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
香川県広域水道企業団水道事業会計	―	20.0
香川県広域水道企業団工業用水道事業会計	―	20.0

注）いずれの会計においても資金の不足額がないため、資金不足比率は「―」を記載

令和６年度香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

香川県広域水道企業団監査委員